

邑南町地域コミュニティのあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町のまちづくりの基盤を担う重要な組織であるコミュニティのあり方について、広く意見を聴くとともに、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた仕組みを検討するため、邑南町地域コミュニティのあり方検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討し、町長に報告する。

- (1)地域コミュニティの組織に関すること。
- (2)地域コミュニティの拠点に関すること。
- (3)その他協議会において必要があると認められる事項

(組織)

第3条 検討委員会は、副町長及び委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1)地域代表者
- (2)コミュニティ関係者
- (3)公募による者
- (4)公民館関係者
- (5)学識経験者
- (6)その他町長が必要と認める者

3 公募による者は、応募したものの中から地域みらい課が選考する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、識見を有する者をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 検討委員会は、必要に応じて、関係機関等の説明又は意見若しくは助言を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、地域みらい課において処理する。

(その他)

第8条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。